

諸外国のスポーツくじ・スポーツベッティング 市場の動向と日本における課題

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 パートナー
一般財団法人スポーツエコシステム推進協議会 代表理事
稲垣 弘則

はじめに

私はスポーツを専門にする弁護士であるが、もともとはM&Aやコーポレートの分野を担当していた。当事務所は日本最大の法律事務所であるものの、スポーツが業務分野として確立されていなかったことから、スポーツプラクティスチームを立ち上げることを思い立ち、2年ほどアメリカに留学をしたのち、プロ野球のパ・リーグ6球団が合同出資して設立された「パシフィックリーグマーケティング株式会社」のビジネスサイドに出向し、スポンサーシップの営業や新規事業開発等の業務に取り組んだ。

また、弁護士としての業務の他に、一般財団法人スポーツエコシステム推進協議会（以下「スポーツエコシステム推進協議会」）の代表理事も務めている。今回は、テクノロジーやDXで新しい大きな収益をつくることによって、地方や地域の振興に対する資金循環をどのように生み出していくのかという視点を含めた課題についてご説明・ご議論をさせていただきたい。

スポーツエコシステム推進協議会について

私が代表理事を務めるスポーツエコシステム推進協議会は、全てのステークホルダーと共にスポーツの未来をつくることをパーパスとして、大きなミッションを3つ掲げている。

1つ目が、権利の明確化である。データや放映権等のスポーツを

取り巻く権利の明確化、権利帰属主体のルールを整備、スポーツに関しては、データ・映像・ロゴ・選手の肖像などが、諸外国のスポーツベッティング事業者からフリーライドされることからの保護や、権利ビジネスをどのように実現するかをミッションに掲げている。

2つ目が、社会的価値の可視化である。スポーツには社会的な価値があり、それが企業によるサステナブルな投資を行っていくための前提となるのではないかという前提に立ち、持続的な投資やスポンサーシップ、パートナーシップを続けていくための価値を可視化することをミッションとして掲げている。

3つ目が、デジタルトランスフォーメーションである。新しいテクノロジーの活用やデジタルトランスフォーメーションによって新しい収益を生み出すことをミッションに掲げている。

諸外国のスポーツくじ、スポーツベッティング市場の動向

アメリカでは、スポーツベッティングが2018年までは連邦法に基づき全州で違法だったが、同年に当該連邦法が違憲無効となり、各州でスポーツベッティングを合法化することが可能になったことで、現在では38州とワシントンD.C.で合法になってきている。

これによって、既にアメリカでは10兆円を超える規模の市場が形成されている。アメリカでは、民間事業者によって様々な商品が開発されているが、中でもスポーツを見ながら賭けるというインプレイベッティングが主流になっている。

イギリスや台湾でもスポーツベッティングやスポーツくじの市場が大きく広がっている。台湾での年間売上げは2,800億であり、日本との人口比で換算すると1兆円以上となり、非常に大きな規模のスポーツくじの市場が広がっている。

日本のスポーツくじの市場規模はおよそ1,100億円で、試合結果を予想するものもあれば、宝くじに近い性質を持っているものもあ

り、アメリカやイギリスのようなスポーツベッティングとは異なる。最近では、JリーグやBリーグを対象にした、1試合ごとの結果を予想する形式のくじが導入されたが、台湾や韓国の近隣諸国と比較しても、市場規模はまだ小さい。

日本のスポーツくじ市場の課題と求められる対策

スポーツくじ市場の対象であるBリーグとJリーグにおいて、予想系のスポーツくじの売上げが上がっていないという問題がある。海外からオンラインスポーツベッティングのサービスが提供されることで、これを利用する違法なスポーツベッティング市場がどんどん拡大しているために、日本の合法な商品を日本のユーザーが買わないことも理由の1つと言える。

日本のスポーツを対象とした世界からの賭け金総額は、把握できる限りで5兆円規模である。また、日本居住者がインターネットによって提供されるスポーツベッティングのサービスを利用することで形成される違法市場も甚大な規模に達しているとされている。これに関しては、違法であることに加え、日本国内への収益還元がほとんどない点が大きな課題である。

日本に対してサービスを提供する違法事業者の中には、スポーツ団体の商標や選手の肖像権を無断で使用しているものが相当数存在し、高校野球までも対象にして収益を得ているケースもある。

違法スポーツ賭博に巻き込まれるユーザーや選手が増加しており、選手が誹謗中傷されたり、無意識に違法な広告に出演してしまうケースもある。

国際的には、このような越境したスポーツベッティングサービスの提供の増加に伴い、選手やスポーツ団体のインテグリティを守るための法令・規則等のルール、教育システム、不正検知システムの整備が進んでいる。他方で、日本においては、現状が正しく認識さ

れておらず、まだ本格的な対策が開始されていない点が大きな課題となっている。

今後は、違法なスポーツベッティングに対する事前予防策をしつかりと講じることが重要である。違法事業者に対しては、法的措置等を行い、関係団体で連携して対策を強化する必要がある。

スポーツくじ市場の拡大と地域振興

最後に、今回の地域振興のテーマに関わる点についてお話したい。

諸外国、特にスポーツベッティングが大きな市場を形成しているアメリカでは、賭け金総額の一部が各州に税金として入り、その資金が、各州の教育や福祉、インテグリティ対策、依存症患者対策等の各州の課題解決に使われている。これらの先例や、諸外国のスポーツベッティングの法制度、先ほどの台湾や韓国のように、スポーツくじで非常に大きな市場が形成されている国々の良いところを取りをして、日本のスポーツ振興くじを拡張し、地域振興や社会貢献につながる仕組みを構築していく動きが期待される。

現在、部活動の地域移行が大きな問題になりつつあるが、部活動の地域移行に必要な財源は数千億円にもものぼるといわれている。そうした財源を捻出する余力や予算が国や自治体に乏しいと考えられる中、そこにスポーツくじを拡大したお金を使うことが考えられるのではないかな。

さらに、先ほどの5兆円のフリーライドの市場について、それが例えば1%でも対象となる日本のスポーツ団体に還元されれば、数百億円程度の新たな資金を生み出し、その一部を地域振興や地方創生のために還元できる可能性がある。例えば、Jリーグがこのような新たな収益を生み出すことができれば、Jリーグの「シャレン」などの地域連携プログラムをより活性化させ、本日のテーマである「地域振興」にも繋がる取り組みを実現できるのではないかな。

質疑応答

Q. 海外の違法サイトにアクセスして賭けることは違法であると思われるが、日本の警察は取り締まれないのか。

○稲垣氏 違法なサイトの事業者は海外に所在している。合法的にスポーツベッティングサービスを提供できる国々に拠点を置いてライセンスを得て、日本にサービスを提供している。そのような事業者を摘発するには、事業者が所在する国々の警察と連携して動かななくてはならない。捜査共助が可能となる条約等を締結している国であれば共同で進められる可能性があるが、現状はそのような条約を締結していない国がほとんどであるので、摘発は困難である。

Q. そこで日本居住者がアクセスして賭けるということはやって良いのか。

○稲垣氏 日本居住者がアクセスすると、賭博罪が成立する。例えばA国でライセンスを受けて、同国内では合法的な事業者であったとしても、日本に対してサービスを提供し、日本からそのサービスを利用してスポーツ賭博をしてしまうと、そのユーザーには賭博罪が成立し、違法となる。また、事業者についても、ライセンスを合法国で受けたとしても、オンライン上ではあるが日本で賭場を開いていることになると考えられれば、賭博場開帳凶利罪等の罪がその事業者に対して成立し、違法となる可能性がある。最近になってようやく、オンラインカジノ事業者の取締まりを強化しようとする動きが出てきており、メディアでも取り上げられるようになったが、なかなか国民の間には違法性が浸透していないのが現状である。

Q. 依存症対策についても様々なところで重要だと言われており、最新のテクノロジーを使って対策をしているとのことだったが、具体的にどのようなことをしているのかを教えてください。

○稲垣氏 テクノロジーによる依存症対策は、特にイギリス等では進んでおり、例えば、インターネットによるサービス提供を行っている場合には、ユーザーを ID で管理し、一定の賭け金総額を超えて賭けたユーザーに対して警告を表示したり、アカウントを BAN (停止) したりするといった取組みが行われているようである。

また、アメリカの場合は、各州で合法化が進んでいるために、全州的な依存症対策がこれまで進んでいなかった。だが、2018年の合法化の前後で依存症のリスクが増加したと言われており、スポーツベッティング事業者が集まって業界団体をつくり、依存症対策をしっかりと行っていこうという動きが近時ではみられる。